

論文応募規程

地域マネジメント学会
学術編集委員会

(適用)

第1条 この規程は、地域マネジメント学会（以下「当学会」という。）における学会誌『地域マネジメント研究』掲載論文（以下「論文」という。）の応募に適用する。

(発表論文の内容)

第2条 論文は、地域マネジメントに関する論文および報告で、まとまった結論を示しており、独自性・完結性を有する未発表の論文とする。

(1) 論文

独自性を有する理論的または実証的な学術研究論文で、目的・方法・手段・結論等が明示されているもの。

(2) 報告

新しい知見を含む調査・報告活動、または技術的な価値を有し、学術的な議論の対象として意義が認められるもの。

(応募資格)

第3条 応募者は、論文の提出時に会員となっている者に限る。

(発表論文の作成)

第4条 発表論文の原稿は、当該の「論文執筆要領」の規定に従って作成する。なお、原則として、採用決定後の原稿の修正は認めない。

(発表論文の提出)

第5条 論文の原稿提出は、当該の「論文執筆要領」に規定する。

(発表論文の審査)

第6条 発表論文の審査は、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 審査分野

論文等の審査は、学術編集委員会で審査する。

(2) 審査結果

審査の後、採用された論文は、学会誌『地域マネジメント研究』に掲載する。

(送付先)

第7条 論文の提出先は、当該の「論文執筆要領」に規定する宛先とする。

附則

この規程は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。